

基金残高等の推移と拠出等の考え方

○ 基金残高等の推移

(金額単位:百万円)

計画期間	拠出率		貸付・交付合計		貸付実績		交付実績		取り崩し額	期末残高
	都	(参考:国)	保険者数	金額	保険者数	金額	保険者数	金額		
第1期(平成12～14年度)	0.500%	0.500%	8	109	4	90	4	19	—	17,716
第2期(平成15～17年度)	0.100%	0.100%	29	1793	16	1,576	13	217	—	20,322
第3期(平成18～20年度)	0.030%	0.100%	2	3.5	1	3	1	0.5	—	23,869
第4期(平成21～23年度)	0.000%	0.040%	10	619	5	379	5	240	—	23,633
第5期(平成24～26年度)	0.000%	0.037%	3	386	3	386	0	0	(注1) 20,468	3,175
第6期(平成27～29年度)	0.000%	0.039%	0	0	0	0	0	0	—	3,566
(注2)第7期(平成30年度～令和2年度)	0.000%	0.042%	0	0	0	0	0	0	—	3,567
(注3)第8期(令和3～5年度)	0.000%	0.036%	—	—	—	—	—	—	—	—
合計			52	2,911	29	2,434	23	477		

(注1) 第5期の取崩は、介護保険法附則により平成24年度限りの特例として実施。区市町村・都・国に各6,823百万円ずつ交付

(注2) 第7期の貸付・交付実績及び期末残高は見込み

(注3) 第8期の拠出率は、令和2年7月31日の全国介護保険担当課長会議資料による国からの情報提供

○ 拠出等の考え方

計画期間	国	都
第1期(平成12～14年度)	積立は、始めの中期財政運営期間において重点的に行う。	国と同じ拠出率を条例に規定
第2期(平成15～17年度)		
第3期(平成18～20年度)	2回目の中期財政運営期間以降は、介護費用全体の財政規模の増大をカバーできるように積み増していく。	都独自に拠出率を算定して条例に規定
第4期(平成21～23年度)		拠出なし(他道府県も拠出せず)
第5期(平成24～26年度)	・平成24年度に限り、第5期の交付・貸付に必要な額を残して基金を取り崩し、区市町村、国、都道府県に対し各々3分の1を交付する。 ・取崩額算定ワークシートを都道府県に提示	都独自に額を算定して取崩し
第6期(平成27～29年度)	・積立残額を勘案し、各都道府県が設定する拠出率については、「0」となることを想定している。	拠出なし(他道府県も拠出せず)
第7期(平成30年度～令和2年度)	同上	拠出なし(他道府県も拠出せず)
第8期(令和3～5年度)	同上	今回検討